

船舶事故調査報告書

平成30年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 平成29年11月11日 07時30分ごろ |
| 発生場所 | 熊本県宇城市 荷島南岸付近 三角港荷島灯台から真方位080°50m付近 (概位 北緯32°36.5′ 東経130°27.5′) |
| 事故の概要 | プレジャーボートさなだ丸は、南南西進中、干出岩に乗り揚げた。 |
| 事故調査の経過 | 平成29年11月14日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | プレジャーボート さなだ丸、5トン未満（長さ6.80m） |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 293-24124熊本、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、二級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | プロペラに曲損、プロペラシャフト引揚げ管に折損等 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期 |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、宇城市三角港 登立地区^{のほりたて}を出港し、荷島西岸沖で釣りを行っていたが、北北西方からの強風を避ける目的で荷島の北方から東岸沖を通して同島南岸沖の島影に向けて南南西進中、荷島南岸付近の干出岩に乗り揚げた。</p> <p>船長は、^{かぎ}鉤付きの^{さお}棹で岩を押して離岩した後、主機を運転したものの推進力が得られず、航行できなかつたので主機を停止した。</p> <p>本船は、船長が、造船所に連絡した後、来援した同所所有の船舶によって^い航され、三角港登立地区に帰港した。</p> <p>船長は、荷島南岸付近の地形を把握していなかつた。</p> |
| 分析 | 本船は、荷島南岸沖の島影に向けて南南西進中、船長が、同島南岸付近の地形を把握していなかつたことから、同島南岸付近の干出岩に向く態勢で航行し、同岩に乗り揚げたものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、本船が、荷島南岸沖の島影に向けて南南西進中、船長が、同島南岸付近の地形を把握していなかつたため、同島南岸付近の干出岩に向く態勢で航行し、同岩に乗り揚げたものと考えられる。 |
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に航行予定海域の水路調査を行うこと。 |